



第91期 定時株主総会招集ご通知

目 次

第91期定時株主総会招集ご通知……………	1
(添付書類)	
事業報告……………	3
連結計算書類……………	22
計算書類……………	26
監査報告書……………	30
株主総会参考書類	
第1号議案 定款の一部変更の件……………	38
第2号議案 取締役3名選任の件……………	39
第3号議案 監査役1名選任の件……………	41
第4号議案 会計監査人選任の件……………	42

開催日時

2021年6月29日(火曜日) 午前9時30分

開催場所

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
新宿野村ビル2階
野村コンファレンスプラザ
コンファレンスA

議 決 権 行 使 期 限

2021年6月28日(月曜日) 午後5時30分

M i p o x 株式会社

JASDAQコード：5381

株 主 各 位

2021年6月14日

東京都新宿区西新宿六丁目11番3号

Dタワー西新宿 16階

M i p o x 株 式 会 社

代表取締役社長 渡 邊 淳

(J A S D A Q コード：5 3 8 1)

第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本年も、新型コロナウイルス感染症の流行状況に鑑み、株主様におかれましてはご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合などには本総会への来場を見合わせ、書面での議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、書面により議決権を行使する場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご確認のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前9時30分（受付開始 9時）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル2階*

野村コンファレンスプラザ コンファレンスA

(*昨年と会場のフロアが変わっております。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項** (1) 第91期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第91期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款の一部変更の件
第2号議案 取締役3名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.mipox.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

- (1) 連結計算書類の「連結注記表」
(2) 計算書類の「個別注記表」

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
◎当日は節電への対応として、軽装（いわゆるクールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
◎なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.mipox.co.jp/>）に掲載させていただきます。
◎ご出席の株主様は紙資源の節約のため本招集通知を持参いただけますようお願いいたします。

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症といいます。）の影響により、世界の貿易や観光による往来等が閉鎖され、外出自粛などによるヒト・モノ・カネの動きがストップしました。その結果、社会や経済活動の制約が強まり、企業収益や雇用環境が急速に悪化するとともに、個人消費も大きく落ち込みました。2020年4月に発出された緊急事態宣言解除後は、GoToトラベルやGoToイートなどの政策効果により経済活動に回復の兆しが見られたものの年明け後には再び緊急事態宣言の発出となり、感染症は収束に向かわず、再び不透明な先行きとなりました。

このような状況の中、当社グループは、経営基本方針である「エンジニアリングアプローチによる製品事業の付加価値向上」「受託事業からエンジニアリングサービス事業への転換」「早い変化と多様性に対応できる経営基盤の整備」のもと、当社グループの価値として掲げる「塗る・切る・磨くで世界を変える」ための取組みを強化してまいりました。特に営業拠点のホームオフィス化やシェアオフィスへの移転、本社オフィスにおきましても同じくシェアオフィスへ移転し、コスト効率を高めると同時に場所を選ばない働き方への転換をいたしました。さらに、従前より進めてきた社内のIT促進によるペーパーレス化やコミュニケーションの円滑化により、本社間接部門の社員や営業部門の社員の通勤時間等を削減し、時間の有効活用や仕事の業務効率向上、感染リスクの低減に努めてまいりました。工場の生産ライン等の職種を除き、多くの部門において場所と時間を選ばない働き方をスタンダードとし、テレワーク環境下におきましても、業務効率を上げながら企業運営を行うことができました。

当社グループの事業環境におきましては、当連結会計年度の前半に自動車市場停滞の影響を受けたものの、半導体市場は、感染症防止のためテレワークやリモート会議等の社会的な促進や普及により、データセンターやPC向け需要が増加し、ハードディスク、光ファイバーとともに市況が堅調に推移いたしました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績は売上高73億61百万円(前年同期比0.3%増)、営業利益は3億59百万円(前年同期は1億70百万円の営業損失)、経常利益は3億1百万円(前年同期は1億65百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純利益は87百万円(前年同期は、78百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資総額はリースを含めて2億48百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主な設備

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) Mipox株式会社山梨工場 | 受託設備用クリーンルーム |
| (2) Mipox株式会社山梨工場 | 受託設備用ダイカット機 |

3. 資金調達の状況

当連結会計年度においては、設備投資資金および運転資金として、金融機関からの借入により18億50百万円を調達いたしました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度末現在の有利子負債は、前期末と比べ6億39百万円増加し、51億14百万円となりました。

4. 対処すべき課題

現在の当社グループの営業収入のうち、重要な部分を占めるエレクトロニクス業界は、技術的な進歩のスピードと需要動向が激しく変化し、当社グループの業績に影響を及ぼします。

この影響を最小限に抑えるために、当社グループでは経営基本方針を押し進めることで対処する所存であります。

- ① 「エンジニアリングアプローチによる製品事業の付加価値向上」を押し進め、精密分野と一般研磨分野の両方でお客様にとって付加価値の高い製品を提供することで、特定の顧客業界動向に左右されにくい売上構成の確立を図ってまいります。
- ② 「受託事業からエンジニアリングサービス事業への転換」を押し進め、お客様のニーズに対して、より包括的なサービスを提供できる体制づくりを図ってまいります。
- ③ 「早い変化と多様性に対応できる経営基盤の整備」を押し進め、積極的なIT投資によるさらなる効率化と共に、多様性を尊重した働き方や人材育成の推進を図ってまいります。

次期の当社グループにおきましては、以上の取り組みを中心に行ってまいります。

また、当社グループでは引き続き、企業倫理や法令の遵守、環境保全等の企業の社会的責任を確実に果たし、社会や地域との調和を図ってまいります。

今後とも、株主の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 88 期 (2018年3月期)	第 89 期 (2019年3月期)	第 90 期 (2020年3月期)	第 91 期 当連結会計年度 (2021年3月期)
売 上 高 (千円)	7,826,382	7,558,091	7,338,502	7,361,667
営 業 利 益 又は 損 失 (△) (千円)	386,804	△281,160	△170,995	359,352
経 常 利 益 又は 損 失 (△) (千円)	327,270	△253,733	△165,681	301,312
親会社株主に帰属する 当期純利益又は純損失(△) (千円)	265,063	△967,247	△78,711	87,117
1 株当たり当期純利益 又は 純 損 失 (△)	25円25銭	△83円74銭	△6円67銭	7円35銭
総 資 産 (千円)	12,067,496	12,568,738	11,033,897	11,300,853
純 資 産 (千円)	4,865,827	4,466,177	4,107,484	4,372,829

(注) 1. 記載金額は単位未満を切捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益又は純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 88 期 (2018年3月期)	第 89 期 (2019年3月期)	第 90 期 (2020年3月期)	第 91 期 当事業年度 (2021年3月期)
売 上 高 (千円)	3,824,843	3,820,660	4,809,687	6,488,318
営 業 利 益 又は損失(△) (千円)	190,253	△154,736	△346,258	289,057
経 常 利 益 又は損失(△) (千円)	259,609	△173,640	△202,059	296,171
当 期 純 利 益 又は純損失(△) (千円)	225,099	△258,556	△217,845	117,067
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 純 損 失 (△)	21円44銭	△22円38銭	△18円45銭	9円88銭
総 資 産 (千円)	10,117,862	10,980,681	10,385,168	11,183,546
純 資 産 (千円)	4,007,181	4,330,760	3,990,255	4,133,136

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益又は純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
MIPOX International Corporation	(1米ドル) 0千円	100%	情報提供等の営業支援
MIPOX Malaysia Sdn. Bhd.	(11,500千マレーシア リンギット) 360,555千円	100%	研磨フィルム加工および製品販売 液体研磨剤の製造販売
MIPOX Precision Polishing Product (Shanghai) Co., Ltd.	(1,400千米ドル) 159,625千円	100%	研磨フィルム加工及び製品販売
MIPOX Asia Pte. Ltd.	(267千シンガポール ドル) 24,437千円	100%	製品販売
MIPOX (Shanghai) Trading Co., Ltd.	(150千米ドル) 12,039千円	100%	輸出業務
MIPOX Abrasives India Pvt. Ltd.	(72,652千ルピー) 132,975千円	100%	製品販売
Mipox (Thailand) Co., Ltd.	(28,000千バーツ) 97,000千円	100%	研磨フィルム及び機能性フィルムの 製造、販売および輸出
日本研紙株式会社	100,000千円	100%	研磨布紙、各種研磨材の製造およ び販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は、前記の重要な子会社の状況に記載の8社であります。
 2. 出資比率には、間接所有分を含めております。
 3. MIPOX Precision Polishing Product (Shanghai) Co., Ltd.は、2020年3月17日付で
 解散を決議し、清算手続き中であります。
 4. MIPOX Asia Pte.Ltd.は、2020年12月21日付で解散を決議し、清算手続き中であります。

(3) 持分法適用会社の状況
該当事項はありません。

(4) 事業年度末日における特定完全子会社の状況
特定完全子会社に該当する子会社はありません。

7. 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品
研磨フィルムの製造販売事業	研磨フィルム
液体研磨剤の製造販売事業	液体研磨剤
研磨装置の開発販売事業	研磨装置
研磨関連商品の製造販売事業	その他研磨関連商品
受託製造事業	コーティング加工・研磨加工業務の受託
機能性薄膜塗布事業	機能性フィルム

8. 主要な営業所および工場

(1) 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区
山 梨 工 場	山梨県北杜市
京 都 工 場	京都府宇治市
東 京 オ フ ィ ス	東京都新宿区
名 古 屋 オ フ ィ ス	愛知県名古屋市
大 阪 オ フ ィ ス	大阪府大阪市
広 島 オ フ ィ ス	広島県福山市
福 岡 オ フ ィ ス	福岡県福岡市
台 湾 駐 在 員 事 務 所	台湾新竹県竹北市

(2) 子会社

名 称	所 在 地
MIPOX International Corporation	米国・カリフォルニア州
MIPOX Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア・ペナン
MIPOX Precision Polishing Product (Shanghai) Co., Ltd.	中国・上海市
MIPOX Asia Pte. Ltd.	シンガポール
MIPOX (Shanghai) Trading Co., Ltd.	中国・上海市
MIPOX Abrasives India Pvt. Ltd.	インド・バンガロール
Mipox (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国・アユタヤ県
日本研紙株式会社	広島県福山市

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
416名	△19名	39.3歳	9.1年

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
149名	1名	39.0歳	7.9年

(注) 従業員数には、パートタイマー 名および派遣社員 10名は含まれておりません。

10. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,218,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	691,725千円
株式会社三井住友銀行	670,973千円

(注) 株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行および株式会社三井住友銀行の借入金残高には、株式会社みずほ銀行を幹事とする同3行を含む5行によるシンジケートローンの残高22億20百万円が含まれております。

II. 会社の株式に関する事項

(2021年3月31日現在)

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 42,780,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 12,081,920株 |
| | (自己株式189,170株を含む。) |
| 3. 株主数 | 5,806名 |
| 4. 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
渡 邊 淳	968,300株	8.14%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505268	721,200株	6.06%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	603,400株	5.07%
SIX SIS AG FOR ALBERTO BIFFIGNANDI	551,300株	4.64%
渡 邊 和 義	509,520株	4.28%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	460,416株	3.87%
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	264,000株	2.22%
吉 田 喜 一	139,300株	1.17%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	137,700株	1.16%
ア イ エ ム テ ィ ー 株 式 会 社	130,000株	1.09%

- (注) 1. 当社は自己株式189,170株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
2. 持株比率は、自己株式（189,170株）を控除して計算しております。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員に対して交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に当社従業員・子会社役員・子会社従業員に対して交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 邊 淳	
取 締 役	中 川 健 二	執行役員 FOM管掌
取 締 役	長 井 正 和	株式会社日本センティア 取締役
常 勤 監 査 役	伊 東 知 裕	
監 査 役	南 出 浩 一	南出浩一公認会計士・税理士事務所 代表 やまと監査法人 代表社員
監 査 役	厨 川 常 元	東北大学大学院医工学研究科教授

- (注) 1. 取締役長井正和氏は、社外取締役であります。なお、同氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役南出浩一、厨川常元の両氏は、社外監査役であります。なお、監査役南出浩一、厨川常元の両氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 当事業年度中の2020年10月31日をもって常勤監査役 渡邊敏郎氏は辞任により退任しました。また、同日付で、補欠監査役であります伊東知裕氏が常勤監査役に就任いたしました。

2. 財務および会計に関する相当程度の知見

監査役 南出浩一氏は、公認会計士であり、長きにわたり監査法人に在籍し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社常勤取締役を被保険者とし、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。すべての被保険者についてその保険料の全額を当社が負担しております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を結んでおります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

当社の社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を結んでおります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 取締役および監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

役員区分	報酬等の総額	報酬種類別の総額			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役	90	51	－	38	3名
監査役	17	17	－	－	4名
合計	106	68	－	38	7名

(注)1. 2005年6月21日開催の第75期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）、監査役の報酬額は年額75百万円以内とご承認いただいております。

2. 当該株主総会後の取締役の員数は3名、監査役の員数は3名です。

6. 役員の報酬等の額または算定方法決定に関する事項

当社の取締役及び監査役の報酬は、当社の株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において、取締役の報酬に関する社会的動向、当社の業績、従業員の給与との衡平その他報酬水準の決定に際し斟酌すべき事項を勘案の上、取締役の職位及び職責に応じて決定しております。監査役の報酬は、監査役会の協議により決定しております。

なお、2005年6月21日開催の第75期定時株主総会において取締役の報酬額は年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）、監査役の報酬額は年額75百万円以内と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名であります。取締役会は、取締役の個人別の報酬額の決定については、代表取締役社長の渡邊淳に委任しております。取締役の個人別の報酬額の決定を代表取締役社長に委任した理由は、業績・配当水

準動向を俯瞰しつつ、各取締役の業績評価も勘案して、各取締役の個別報酬額の決定を行うには代表取締役社長が最も適していると判断しております。取締役会は、代表取締役社長より報告を受け、決定方針に沿うものであると判断いたしました。

- (1) 業績連動報酬については、当社は、2015年5月18日開催の取締役会において、株主総会で承認をいただいた取締役の報酬限度額の範囲内で、取締役の報酬の一部を業績連動報酬(法人税法第34条第1項第3号に定める業績連動給与)とすることを決議いたしました。尚、当該取締役会時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名であります。具体的には、以下の算定方法により決定しております。
- ・業績連動報酬の総額を業績連動報酬控除前の連結営業利益の5% (円未満切捨て) とする。
 - ・配当金を無配とする場合には、業績連動報酬は支給しない。
 - ・業績連動報酬の総額は35百万円とする。
 - ・各取締役への支給額は、役位による配分ポイントを定め、支給額は
$$\text{業績連動報酬総額} \div \text{配分ポイント合計} \times 1 \text{人あたり配分ポイント}$$
により算出する。

- (2) 譲渡制限付株式報酬制度については、2017年6月28日開催の第87期定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、従来の取締役の報酬等は別枠として決議いたしました。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名であります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額60百万円以内業としております。ただし当該報酬額は、原則として3事年度の初年度に、3事業年度にわたる職務遂行の対価に相当する株式数を一括して支給する予定のため、実質的には、1事業年度20百万円以内に相当すると考えております。

7.社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役長井正和氏は株式会社日本センティアの取締役を務めております。同社と当社の間には、資本関係および取引関係はありません。

監査役南出浩一氏は南出浩一公認会計士・税理士事務所の代表及びやまと監査法人の代表社員を務めております。両社と当社の間には、資本関係および取引関係はありません。

監査役厨川常元氏は、東北大学大学院医工学研究科の教授を務めております。同大学と当社の間には、資本関係および取引関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	長 井 正 和	当事業年度において開催した取締役会 22回全てに出席しております。長年にわたる電子機器企業の販売部門での専門知識・経験と、数社の取締役就任による経営者としての豊富な経験を活かして、事業戦略、市場動向、企業動向、事業リスク管理等について適宜発言をいただいております。
監 査 役	南 出 浩 一	当事業年度において開催した取締役会 22回全てに出席、および監査役会 13回全てに出席しております。公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見をもとに、事業のリスク管理、監査体制、会計監査人の監査報酬等について適宜発言をいただいております。
監 査 役	厨 川 常 元	当事業年度において開催した取締役会 22回全てに出席、および監査役会 13回全てに出席しております。大学教授として、当社の属する業界の技術について指導的存在であるばかりでなく、民間会社への経営指導の豊富な経験をもとに、国内外の技術動向、研究対応、知的財産等について適宜発言をいただいております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

2. 当該連結会計年度に係る会計監査人の報酬の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額	31百万円
(2) 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案して、再任もしくは不再任の決定を行います。

Ⅵ. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制

1. 当社および子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、コーポレートガバナンスの当社理念を規範に、法令および定款または社会倫理を遵守し、社会とステークホルダーに対して誠実な対応と透明性のある経営に努めております。

(2) 取締役会は、取締役会付議基準に基づき会社の業務執行を決定し、取締役は、取締役会規程および職務権限規程に基づき業務執行しております。

(3) 取締役および執行役員、部長と子会社拠点長により構成されたグループでSNSを活用し、公明性のある業務指示、意見交換等を実施しました。また、経営会議においてグループ各社に対するガバナンスとモニタリング体制を強化しております。

(4) 当社グループは、法務担当部署を中心に社員に対する法令遵守教育を実施し、法令遵守意識を醸成し、守るべきルールを周知徹底しております。

(5) 当社グループにおいて、コンプライアンス上、取締役の行為も含め社内の疑義ある行為について、職制組織を通さずに直接通報できる社内通報窓口を、当社監査役のもとに設置しております。

(6) 当社は、市民社会に脅威を与え、健全な企業活動を阻む反社会的勢力とは一切関係を持たず不当な要求には応じない旨を、「コンプライアンスマニュアル」の中で定めております。全社員を対象とするコンプライアンス研修等を通じて、その周知徹底と浸透を図っております。

2. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）のうち「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行後、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- (1) 主な会議の開催状況として、取締役会は22回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が22回出席致しました。その他、監査役会は13回開催致しました。
 - (2) 取締役および執行役員、部長と子会社拠点長により構成されたグループでSNSを活用し、公明性のある業務指示、意見交換等を実施しました。また、経営会議においてグループ各社に対するガバナンスとモニタリング体制を強化しております。
 - (3) 監査役は、社外監査役2名を含む3名で構成される監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役および他の取締役、会計監査人、内部統制担当部署と意見交換を実施し、情報交換、意見交換等の連携を図っております。
 - (4) 内部統制担当部門は、内部統制活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行および子会社の業務の監査、内部統制監査を実施しております。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 取締役の職務執行に係る情報については、経営管理担当部署が総括管理し、文書管理関連の規程類を整備のうえ、情報の保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索および閲覧可能な状態で、定められた期限まで保管しております。
4. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 当社グループの経営管理担当取締役をリスク管理担当取締役に、経営管理担当部署および内部統制担当部署が当社グループのリスク管理状況をモニタリングしております。
 - (2) 当社グループで想定される事業上のリスクを認識・分類・評価してこれを当社グループ内で共有し、そのうち重大な潜在リスクまたは新たに生じた重大なリスクは、これを開示しております。
 - (3) リスク管理基本規程に基づき、想定されるリスクの種類と重要度に応じて、種別または業務別のリスク管理マニュアル等の規程類を整備し損失危険の防止を図っております。

5. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社グループの取締役会の決定に基づく取締役の職務執行については、組織関連の規程類、職務分掌規程、職務権限規程および海外拠点規程により効率的執行を図っております。
 - (2) 年度事業計画に基づく経営目標を明確に設定し、その達成について、IT技術を活用した管理会計導入などにより合理的評価を実施しております。
 - (3) 取締役および各本部長と子会社拠点長により構成されたグループでSNSを活用し、また、経営会議において定期的かつ適宜に各本部より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を効率的に実施させております。

6. 当社グループの使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループの使用人が法令・定款・社内諸規則を遵守し、社会倫理を尊重すべく新たにコンプライアンスマニュアルを定め、機会がある毎に啓蒙のうえ反復した教育・指導を図っております。
 - (2) 各部署の責任者が前項コンプライアンスマニュアルの徹底または推進の責任者となり、内部統制担当部署はその徹底状況をモニタリングしております。
 - (3) 当社グループにおいてコンプライアンス上、疑義ある行為その他について、職制組織を通さずに直接通報できるグループ共通の通報窓口を設置し活用を図っております。

7. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループの内部統制については、各社の経営管理と共に経営管理担当部署が共同して担当しております。
 - (2) 経営管理担当部署および内部統制担当部署は共同して、規程に基づき、子会社各社の自主性を尊重しつつ、各子会社を所管する各拠点長と連携のうえ、グループ各社における内部統制体制の構築および実効性を高めるための諸施策を指導・支援しております。
 - (3) 当社の内部監査担当部署は、子会社の監査を実施し、その業務の適正を確保しております。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役の事務を補助する使用人を他部署との兼務で配置しております。
 - (2) 監査役が必要とした場合、監査役の監査職務を補助する使用人を配置いたします。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上でを行い、当該使用人の取締役からの独立性を確保しております。
 - (3) 監査役の監査職務を補助する使用人は、監査役の指示に従わなければならないことを理解しております。

9. 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社グループの取締役および使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部統制の実施状況、ヘルプラインならびに問い合わせのうちコンプライアンスに係わる事項を速やかに報告いたしております。
 - (2) 当社グループの取締役および使用人は、監査役から報告を求められたときは、速やかにかつ積極的に報告いたしております。

10. 監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役社長と監査役とは、直接またはSNS、メールによる情報交換を行っております。
 - (2) 監査役は、会計監査人、内部統制担当部署と情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保しております。
 - (3) 監査役は、監査役の職務の執行に必要な費用は、前払いを含めて会社へ請求しております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保すると共に株主の皆様に対して安定配当を目指しつつ、業績を勘案して、適正な利益還元に努めております。

また、内部留保金につきましては、将来当社グループの柱となるべき新技術・新製品を生み出す開発投資や成長分野への継続的な事業展開のための投資に活用して参ります。

しかしながら、2021年3月期は、新型コロナウイルス感染症の収束時期を現時点で見通すことができないことから、内部留保の充実を図り財務基盤の安定化及び今後の成長力を確保するため、誠に遺憾ではございますが、配当の実施を見送らせていただきます。

なお、次期（2022年3月期）の配当予想につきましても、原則として、上記の基本方針を踏まえて決定する予定であります。現時点での配当予想は未定とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,802,487	流動負債	3,329,362
現金及び預金	3,020,728	支払手形及び買掛金	616,635
受取手形及び売掛金	1,918,995	短期借入金	400,000
電子記録債権	167,075	1年内償還予定の社債	160,000
商品及び製品	719,844	1年内返済予定の長期借入金	1,124,928
仕掛品	1,120,636	リース債務	90,183
原材料及び貯蔵品	438,943	未払金	387,419
その他	420,721	未払法人税等	52,606
貸倒引当金	△4,457	賞与引当金	136,579
固定資産	3,498,365	関係会社整理損失引当金	15,886
有形固定資産	3,172,674	その他	345,123
建物及び構築物	1,212,359	固定負債	3,598,661
機械装置及び運搬具	334,743	社債	142,500
工具、器具及び備品	62,652	長期借入金	2,889,250
土地	1,058,215	リース債務	307,235
リース資産	490,785	繰延税金負債	238,505
建設仮勘定	13,917	その他	21,169
無形固定資産	18,834	負債合計	6,928,023
ソフトウェア	18,456	純資産の部	
電話加入権	377	株主資本	4,329,036
投資その他の資産	306,856	資本金	2,365,898
投資有価証券	10,000	資本剰余金	1,912,110
退職給付に係る資産	215,219	利益剰余金	155,124
繰延税金資産	2,953	自己株式	△104,096
その他	78,683	その他の包括利益累計額	43,792
		為替換算調整勘定	43,792
		純資産合計	4,372,829
資産合計	11,300,853	負債・純資産合計	11,300,853

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,361,667
売上原価	4,672,372
販売費及び一般管理費	2,689,294
営業外収益	2,329,941
受取利息	359,352
受補助金の収入	5,740
営業外費用	360
支払手数料	5,381
支払替保の利益	8,412
経常利益	19,893
特別利益	46,288
固定資産売却益	17,501
特別損失	10,849
固定資産除却損失	2,030
減損損失	1,264
本社移転費用	77,933
税金等調整前当期純利益	301,312
法人税、住民税及び事業税	16,283
法人税等調整額	36,565
当期純利益	160,761
親会社株主に帰属する当期純利益	5,174
	202,502
	115,093
	72,920
	△44,943
	87,117
	87,117

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,365,898	1,912,110	68,007	△129,910	4,216,105
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する 当期純利益			87,117		87,117
自己株式の取得				△23	△23
自己株式の処分				25,837	25,837
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	87,117	25,813	112,931
当期末残高	2,365,898	1,912,110	155,124	△104,096	4,329,036

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	△108,621	△108,621	4,107,484
当期変動額			
剰余金の配当			
親会社株主に帰属する 当期純利益			87,117
自己株式の取得			△23
自己株式の処分			25,837
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	152,413	152,413	152,413
当期変動額合計	152,413	152,413	265,345
当期末残高	43,792	43,792	4,372,829

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,848,291	流 動 負 債	4,151,486
現金及び預金	1,747,852	買掛金	1,574,958
受取手形	311,671	短期借入金	400,000
売掛金	1,273,342	1年内償還予定の社債	160,000
電子記録債権	167,075	1年内返済予定の長期借入金	1,105,485
商品及び製品	371,172	リース債務	49,896
仕掛品	370,682	未払金	475,312
原材料及び貯蔵品	140,566	未払費用	32,556
前払費用	52,903	未払法人税等	33,398
その他	413,024	前受金	231,583
固 定 資 産	6,335,254	預り金	6,346
有形固定資産	2,126,623	賞与引当金	81,929
建物	1,092,096	その他の	18
構築物	61,796	固 定 負 債	2,898,923
機械装置	245,683	社債	142,500
車両運搬具	3,388	長期借入金	2,576,050
工具器具備品	45,450	リース債務	162,370
土地	465,628	繰延税金負債	18,002
リース資産	207,765	負 債 合 計	7,050,409
建設仮勘定	4,812	純 資 産 の 部	
無形固定資産	15,488	株主資本	4,133,136
ソフトウェア	15,110	資本金	2,365,898
電話加入権	377	資本剰余金	1,912,110
投資その他の資産	4,193,143	資本準備金	866,873
関係会社株式	2,100,287	その他資本剰余金	1,045,237
関係会社長期貸付金	2,007,415	利 益 剰 余 金	△40,775
ゴルフ会員権	5,100	その他利益剰余金	△40,775
前払年金費用	58,794	繰越利益剰余金	△40,775
その他	41,203	自 己 株 式	△104,096
貸倒引当金	△19,657	純 資 産 合 計	4,133,136
資 産 合 計	11,183,546	負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,183,546

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,488,318
売上原価	4,465,662
売上総利益	2,022,655
販売費及び一般管理費	1,733,598
営業利益	289,057
営業外収益	
受取利息	14,173
為替差益	41,518
その他	3,138
営業外費用	
支払利息	31,869
社債	1,763
貸倒引当金繰入	△2,491
支払手数料	17,501
その他	3,073
経常利益	296,171
特別損失	
固定資産除却損	39,529
減損	99,041
本社移転費	5,174
税引前当期純利益	152,426
法人税、住民税及び事業税	17,356
法人税等調整額	18,002
当期純利益	117,067

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	2,365,898	866,873	1,045,237	1,912,110	△157,843	△157,843
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益					117,067	117,067
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	117,067	117,067
当期末残高	2,365,898	866,873	1,045,237	1,912,110	△40,775	△40,775

(単位：千円)

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△129,910	3,990,255	3,990,255
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益		117,067	117,067
自己株式の取得	△23	△23	△23
自己株式の処分	25,837	25,837	25,837
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	25,813	142,881	142,881
当期末残高	△104,096	4,133,136	4,133,136

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

会計監査人の連結監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

Mipox株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	米倉 礼二	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	二口 嘉保	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Mipox株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Mipox株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 本招集通知の添付書類に記載されている連結計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類の一部であります。なお、法令及び定款第15条に基づき記載していない連結注記表については当社ウェブサイト(<http://www.mipox.co.jp/>)に掲載しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

Mipox株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 米倉 礼二 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 二口 嘉保 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Mipox株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 本招集通知の添付書類に記載されている計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。なお、法令及び定款第15条に基づき記載していない個別注記表については当社ウェブサイト(<http://www.mipox.co.jp/>)に掲載しております。

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

Mipox株式会社 監査役会

常勤監査役	伊 東 知 裕	Ⓔ
社外監査役	南 出 浩 一	Ⓔ
社外監査役	厨 川 常 元	Ⓔ

(注) 本招集通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。なお、法令及び定款第15条に基づき記載していない連結注記表及び個別注記表については当社ウェブサイト(<http://www.mipox.co.jp/>)に掲載しております。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

一部本社機能を製造拠点である山梨工場に移すことで経営効率の継続的改善を図ることを目的とし、第3条（本店所在地）に定める本店の所在地を東京都新宿区より山梨県北杜市に変更いたします。

尚、管理部門及び営業部門は引き続き東京都新宿区Dタワーに於いて「本社／東京オフィス」として活動してまいります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。（下線が変更箇所です）

現 行 定 款	変 更 案
(本店所在地) 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。	(本店所在地) 第3条 当社は、本店を山梨県北杜市に置く。

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当	出席回数／取締役会
1	再任 わた なべ じゅん 渡 邊 淳	代表取締役社長	22回／ 22回
2	再任 なか がわ けん じ 中 川 健 二	取締役執行役員 能力開発室長兼レフライト推進室長	22回／ 22回
3	再任 なが い まさ かず 長 井 正 和	取締役	22回／ 22回

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	わた なべ じゅん 渡 邊 淳 (1971年1月17日生)	<p>1994年6月 当社入社 2003年10月 当社第四CSTシニアマネージャー 2006年10月 当社CSTグローバルサポートシニアマネージャー 2007年6月 当社取締役 2008年6月 当社代表取締役社長(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 同氏は、当社の代表取締役社長として、当社グループの経営を担ってきており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と高い経営手腕、当社の各分野における幅広くかつ高い見識を備えている点を踏まえて、引き続き、取締役として適任と判断しました。</p>	968,300株
2	なか がわ けん じ 中 川 健 二 (1970年12月1日生)	<p>1995年4月 ワイエイシイ株式会社入社 2002年8月 個人事業主として伊藤忠商事株式会社・有限会社 田中機販・テクノス株式会社との業務委託契約に 従事</p> <p>2016年4月 当社入社 執行役員技術本部長 2016年6月 当社取締役就任 2021年4月 当社取締役執行役員FOM管掌(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 同氏は、長年の開発に携わった経験・知識と、培った経営視点を活かした業務推進力にて、当社の新規事業の推進とブランド戦略推進において会社をリードしていくことが期待できるため、引き続き、取締役として適任と判断しました。</p>	54,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	なが い まさ かず 長 井 正 和 (1949年1月1日生)	<p>1994年8月 長瀬産業株式会社電子事業本部海外部統括次長 2001年7月 同社総合企画室統括部長 2005年4月 株式会社庸和 取締役 2007年4月 華立ジャパン株式会社 代表取締役 2008年6月 当社取締役(現任) 2015年10月 株式会社日本センティア 取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社日本センティア 取締役</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 同氏は、長年にわたる電子機器企業の販売部門での専門知識・経験と、数社の取締役就任による経営者としての豊富な経験を当社の経営に活かし、審議での適切な判断を行うことに寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって13年となります。</p>	- 株

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 長井正和氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役の重要な兼職の状況について
 社外取締役候補者長井正和氏は、株式会社日本センティアの取締役であります。なお、当社と株式会社日本センティアとの間に重要な取引その他の関係はありません。
4. 社外取締役候補者長井正和氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。
 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社常勤取締役を被保険者とし、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が取締役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。
6. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
 当社の社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を結んでおります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。本議案が承認可決された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. CST: Customer Satisfaction with Technologyの略

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役南出浩一氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
みなみ 南出浩一 (1973年7月28日生)	1999年10月 中央監査法人 入所 2006年4月 南出浩一公認会計士・税理士事務所 開設 代表(現任) 2013年6月 当社監査役就任(現任) 2014年11月 やまと監査法人設立 代表社員(現任)	- 株
	(社外監査役候補者とした理由及び期待される役割) 同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社取締役会の職務遂行が妥当なものかを指導・監督して頂く為に、社外監査役として選任いたしました。 なお、当社社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって8年となります。	

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 南出浩一氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 監査役の重要な兼職の状況について
社外監査役候補者南出浩一氏は、南出浩一公認会計士・税理士事務所の代表を務めております。また、やまと監査法人の代表社員をつとめております。なお、当社と南出浩一公認会計士・税理士事務所およびやまと監査法人との間に、資本関係および取引関係はありません。
4. 社外監査役候補者南出浩一氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社常勤取締役を被保険者とし、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
6. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。
当社の社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任保を限定する契約を結んでおります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。本議案が承認可決された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるアーク有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。つきましては、監査役会の決定に基づき、新たに興亜監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願い致したく存じます。

なお、監査役会が興亜監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模や経営環境を踏まえた新たな視点での監査が必要な時期であること、および興亜監査法人が会計監査人として専門性、独立性及び品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は次の通りであります。

(2021年3月1日現在)

名 称	興亜監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田錦町 三丁目17番地		
沿革	1982年12月 設立		
概要	資本金 構成人員	代表社員 社員 公認会計士 公認会計士試験合格者 事務職員	1,400万円 5名 2名 22名 1名 1名

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 野村コンファレンスプラザ コンファレンスA
東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル2階
TEL 03-3348-6513

お問い合わせ先 Mipox株式会社
TEL 03-6911-2300



交通 JR線・京王線・小田急線「新宿」駅西口 徒歩7分
東京メトロ丸の内線「西新宿」駅2番出口 徒歩4分
都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅B2出口 徒歩3分

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染が広がり、国をあげての予防対策が進んでおります。本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場においても、感染予防のための措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。